

第2回魚沼市地域クラブ活動推進委員会

(全体進行：角谷管理指導主事)

<次第>

- 1 開会のあいさつ 松田 光正 委員長 (3')
- 樋口 健一 教育長 (3')

- 2 議事 議長：委員長
 - (1) 報告 (質疑含む)
 - ① 第1回委員会協議内容の確認 (3') 【資料1】
 - ② 県関係会議の状況 (2') 【資料2】
 - ③ 広報紙に寄せられた意見等 (10') 【資料3】

 - (2) 協議 (説明・質疑)
 - ① 地域クラブ活動体制の概要 (5' + 10') 【資料4】
 - ② 令和6年度地域クラブ活動の見込み (5' + 10') 【資料5】
 - ③ ②以外の地域クラブ活動について (2' + 5') 【資料6】
 - ④ 令和6年度 国・県補助事業について (5' + 5') 【資料7】
 - ⑤ 魚沼市地域クラブ活動推進計画 (5' + 10') 【別冊】
 - ⑥ 令和6年度地域クラブ活動推進委員会の予定 (1' + 2') 【資料8】

- 3 連絡等 (1')

- 4 閉会のあいさつ 副委員長 (3')

※ 協議の時間目安：(説明時間+協議時間)

令和5年11月24日(金)18:00~19:30
魚沼市役所 本庁舎 301 会議室

魚沼市地域クラブ活動推進委員

No.	役職等	氏 名	所属等	備 考
1	委員長	松田 光正	魚沼市スポーツ協会会長	
2	副委員長	瀧澤 治	魚沼市文化協会会長	
3	委員	上村 伯人	上村医院院長	スポーツドクター (推進委アドバイザー)
4	委員	星 俊寛	エンジョイスportsクラブ魚沼マネージャー	総合型スポーツクラブ
5	委員	松尾 亮輔	魚沼市PTA連合会会長	須原小PTA会長
6	委員	八木 勲	魚沼市スポーツ少年団本部長	
7	委員	堀澤 淳	魚沼市スポーツ協会事務局長	
8	委員	岩田 孝志	魚沼市中学校体育連盟会長	堀之内中校長
9	委員	西川 俊平	魚沼市中学校体育連盟事務局	堀之内中教諭
10	委員	高橋 由規	中越吹奏楽連盟事務局員	広神中教諭
11	委員	樋口 健一	魚沼市教育委員会教育長	

事務局

1	事務局	榎本 康子	魚沼市スポーツ協会事務局	
2	事務局	小岩 末代	魚沼市文化協会事務局	
3	事務局	吉澤 国明	魚沼市教育委員会事務局長	
4	事務局	青柳 洋介	同 生涯学習課長	
5	事務局	稲津 聡志	同 生涯学習課社会体育係長	
6	事務局	坂大 聡	同 生涯学習課社会教育係長	
7	事務局	大桃 明	同 生涯学習課社会教育係主任	
8	事務局	森山 丈順	同 学校教育課長	
9	事務局	角谷 文昭	同 学校教育課管理指導主事	
10	事務局	風間 松司	同 学校教育課職員	
11	事務局	柳沢 学	同 学校教育課指導主事	

【資料1 第1回委員会協議内容の確認】

1 樋口教育長あいさつ

- 平成30年度に適正な部活動の在り方を協議する部活動検討委員会を設置した。国が部活動を地域に移行する方針を示したことを受け、今年度より地域クラブ活動推進委員会として新たにスタートすることとした。
- 休日の地域移行を進めるために、今年度は27名の部活動指導員を配置した。
- 魚沼市としては、令和6年度から平日を含めて地域移行を行い、令和7年度に完全移行を実施したいと考えている。そのために、受け入れ可能な社会教育団体に対して登録制度を用いて、市として支援するための制度を設計中である。

2 議事

(1) 報告

- ① 学校部活動の地域移行に関わるこれまでの経過
- ② 現在の市内の部活動と地域クラブ活動の状況
- ③ 地域スポーツクラブ体制整備事業について
- ④ 6/16(金)市町村担当者情報交換会の記録

○ 委員より質問

地域移行が終了した後、指導は誰がするのか。他県では、強豪校の顧問が異動すると、その顧問の指導を受けたいということで転校する事例もある。

→ 事務局より回答

教員の力量による指導の差は当然ある。現状、部活動はその学校の教員が顧問を務める。地域移行後は、地域の指導者と希望する教員が指導することになる。当面は過渡期であり、教員は勤務する学校がある地域での指導員となることが多いと思われるが、将来的には、居住地の指導員となると考えられる。

(2) 協議

- ① 魚沼市部活動地域移行の方針とイメージ
- ② 市教委が認定する地域クラブの設立について
- ③ 地域クラブ活動体制整備事業申請について
- ④ 現在及び今後の取組、検討事項
- ⑤ 第2回地域クラブ活動推進委員会について

○ 委員より、エンジョイスポーツクラブとしての協力の方向性について説明

子どもの体力低下が課題だと思っている。加入している部活動やクラブに関わらず、年度当初に行われる体力テストを継続して行うことで、体力向上が図れないか

検討している。

○ 委員より質問

部活動加入率が年々低下している。以前学校で血液検査をしていたが、運動不足が血液検査の結果に影響していた。中学生が体を動かさなくなることは心配であり、地域移行は地域の重要な課題である。ただ、特定の運動やトレーニングによるスポーツ傷害も大きな問題である。部活動指導員などの指導者研修はどうなっているか。

→ 事務局より回答

日時は決定していないが、年間1～2回の研修を予定している。県保健体育課が作成した指導資料もある。新規の部活動指導員には個別に指導を行っている。

→ 樋口教育長より補足説明

最も大きな問題は少子化である。現在、市内の中学生は約800人だが、10年後には約600人になる。このままではバスケットボールの5人ですらチームが組めなくなるかもしれない。子どもたちがやりたいことをやれる環境を作るためにも、学校単位ではない地域の受け皿を作る必要がある。さらには、現在部活動にない種目を選択肢に加え魚沼市ならではの形を作っていきたい。

○ 委員より質問

魚沼市では令和7年度に地域移行完了を目指しているということは、令和7年度は他市町村ではまだ学校単位で大会に参加するが、魚沼市からは学校からの参加はまったくなく、すべて地域クラブとして参加することになるということか。

→ 樋口教育長より回答

それを目指して取り組みたいと考えている。

○ 委員より意見

部活動地域移行の取り組みを周知するための広報紙を発行することだが、質問、意見等を容易にできるよう、たよりにQRコードをつけてはどうか。

→ 事務局より回答

委員ご指摘のように工夫したい。

【資料2 県関係会議の状況】

※ 資料は委員に配布済み

概要

県内の取組状況（R4年度）と国の動向について

〔県の動向〕

- 国のモデル事業：村上市、胎内市、長岡市、妙高市（R3より）
- 県部活動改革検討委員会（3回実施R4）
- 市町村教育委員会担当者連絡協議会（4回実施R4）
- 部活動改革シンポジウム（R4）
- 地域ミーティング（魚沼市、加茂市、上越市、弥彦村でR4実施）
- 児童生徒、保護者、教員向けパンフレット配布（R4）
- 「地域スポーツ・文化クラブ活動制度設計の手引き」作成（R4）
- 中学校教員対象指導員希望調査（R4）
- 地域指導者向け研修DVD作成（R4）
- 部活動地域移行に係る県の推進計画策定（R4）
- 18市町村が推進計画策定完了（R5.4）
- 国の地域移行支援事業を22市町村が実施（R5）
- 県内の地域スポーツクラブ数は、23市町村、31競技、200クラブ
- 県内の特徴的な取り組み
 - ・ 受益者負担を前提にした制度設計
 - ・ 近隣市町村との広域的な連携
 - ・ 民間企業や大学との連携
 - ・ リーフレットやホームページを利用した周知活動
 - ・ 地域クラブを紹介するイベント開催
- 新たな課題
 - ・ 大会の遠征費、参加費の助成制度
 - ・ 学校の用具と地域クラブの用具の使い分け

〔国の動向〕

- スポーツ庁・文化庁部活動地域移行関連のR6年度概算要求49億円
 - ・ 地域スポーツクラブ活動運営支援、指導者配置支援 等

【資料3 広報紙に寄せられた意見等】

※ 趣旨が変わらない範囲で要約しています。

- 地域移行で活動人数が増えれば切磋琢磨できるが、送迎により親や子どもの疲労感にも影響するのが心配。(保護者)
- 地域移行した場合、活動場所に親の送迎が必要となるのは困る。(保護者)
- 送迎ができない家庭は活動に参加できなくなってしまう。バスなどは出してもらえないのか。(保護者)

- 我が家では、親子ともスポーツを楽しむ程度で十分と考えているので、大会で成果をあげたいグループと大会結果よりも種目を楽しむグループに分けてもらえるとうれしい。(保護者)

- 活動(開始)時間が午後6時から午後7時となっている、照明設備が不十分で夜間グラウンド使えず、ロード練習もできない。陸上競技の練習場所はどうすればよいか。(部活動指導員)

- 仕事や家庭の都合で送迎や食事の用意などで母親の負担が大きい場合がある。できれば、魚沼市地域クラブ活動推進委員会の協議メンバーに現役の子育て世代の女性も入れて女性の視点からも協議してほしい。(保護者)

- 関係者(行政、学校、保護者、子供、スポーツ団体及び文化団体、部活動指導員/外部指導者)を一同に集めた意見交換などを行なっておらず合意形成がなされていないように思う。意見交換の場を設定してほしい。(部活動指導員)

- 現在、学校が運営しているが、地域クラブでのプラットフォームはどのように考えているか。(部活動指導員)

【資料4 魚沼市の地域クラブ活動の概要】

1 地域クラブ活動の形態

魚沼市では、地域クラブ活動を以下の3つの形態で行います。

<p>① 部活動 移行型</p>	<p>〔部活動移行型〕 令和5年度に学校に設置されている部活動を地域移行し、地域指導者と教員が協力して運営する活動で、以下の体制が整っているクラブ クラブ代表 : 1名 指導員 : 2名以上 指導補助員 : 2名以上 コーディネーター : 1名以上 ※クラブ代表は、クラブの運営のすべてを統括し責任を負う方です。 ※指導員は、スポーツ協会・スポーツ少年団加盟団体・文化協会などで指導経験がある方又は教員で実際に地域クラブ活動での指導を行います。スポーツ種目によっては、日本スポーツ協会の指導者の指導者資格が必要か将来必要になる場合があります。 ※指導補助員は、保護者・教員等協力していただける方はどなたでもなれます。指導員の指導補助、活動の見守り、緊急時の対応等を行います。 ※コーディネーターは、指導員と協力して練習計画の作成、指導員・指導補助員の担当日調整、地域クラブ活動事務局との連絡調整等の事務局業務を行います。</p>
<p>② 協会 連携型</p>	<p>〔協会連携型〕 ①以外で中学生が在籍する既存のスポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会加盟団体で魚沼市の地域クラブとなることを希望する営利を目的としない団体 (①〔部活動移行型〕と同様の人的体制を原則とする)</p>
<p>③ 新規 認定型</p>	<p>〔新規認定型〕 ①、②以外で、新たに中学生が活動するために設立される団体で魚沼市の地域クラブとなることを希望する営利を目的としない団体 (①〔部活動移行型〕と同様の人的体制を原則とする)</p>

2 地域クラブ活動への市の支援

各活動には魚沼市として以下の支援を行う予定です。

形態	支援項目	支援内容
① 部活動 移行型	指導者等謝金	・活動に携わる指導員、指導補助員、コーディネーター（事務局員）に、国、県の補助金を活用して、予算の範囲内で謝金を支給 ※下欄参照
	保険料	・指導者等、及びクラブ員の保険加入料
	消耗品	・事務局業務に必要な消耗品の一部を支給
	遠征費	・大会等のバス代を予算の範囲内で支給
	市有施設利用料	・学校、体育館などの市有施設利用料は原則として全額減免
	活動の紹介	・小学生向けの中学校入学説明会等でパンフレットに記載し紹介 ・市のホームページや広報誌等で紹介
②協会 連携型	市有施設利用料	・学校、体育館などの市有施設利用料は原則として全額減免
③新規 認定型	活動の紹介	・小学生向けの中学校入学説明会等でパンフレットに記載し紹介 ・市のホームページや広報誌等で紹介

※ ②〔協会連携型〕、③〔新規認定型〕の謝金等の補助については、認定基準と合わせて検討中です。

①〔部活動移行型〕の地域クラブ活動への謝金支給額（案）

※ この案は、R5.11段階での案であり、令和6年度の国、県の支援事業の内容や基準によって支給対象日、上限金額等は変更となる場合があります。

担当	日	活動1回の時間	週当り回数	年間活動週	1時間当り金額	上限金額
指導員	平日	2時間以内	2回まで	40週まで	円	円
	休日	3時間以内	1回			円
指導補助員	平日	2時間以内	2回まで		円	円
	休日	3時間以内	1回			円
コーディネーター(事務局)	—	2時間以内	1回		円	円
					合計	円

※ 1時間あたり金額は検討中です。

3 参加者の費用負担

形態	負担項目	負担内容
① 部活動 移行型	地域クラブ活動 運営負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の運営に必要な経費の一部を受益者負担とするものです。 ・令和6年度は、一か月あたり1,000円（年額12,000円】を予定しています。
	消耗品費等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動で共通に使用する物品（ボール、救急用品、テーピングテープ、画用紙、マジック等）の経費をクラブ員で頭割りして集金します。 ・金額は、各クラブによって異なります。 ・クラブによっては入会金も必要です。
	用具費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要で、各個人が用意するもの（トレーニングウェア、トレーニングシューズ、内履き等）です。 ・金額は、各クラブによって異なります。
② 協会 連携型 ③ 新規 認定型	消耗品費等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動で共通に使用する物品（ボール、救急用品、テーピングテープ、画用紙、マジック等）の経費をクラブ員で頭割りして集金します。 ・金額は、各クラブによって異なります。 ・クラブによっては入会金も必要です。
	用具費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要で、各個人が用意するもの（トレーニングウェア、トレーニングシューズ、内履き等）です。 ・金額は、各クラブによって異なります。

4 地域クラブ活動開始までの予定

形態	年度	予定
① 部活動 移行型	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の部活動の実態の把握、受け入れ団体との調整（指導者確保、活動内容、活動日等）
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動開始（受け入れ団体との調整により、「完全地域移行」、「休日地域移行」、「休日・平日一部地域移行」「部活動継続」のいずれかとなります。）
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動化完了目標年（地域クラブ化できなかった種目は引き続き調整を行います。）
②協会 連携型	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各協会の実態把握、意向の確認
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市関連協会加盟団体での地域クラブ活動化開始
③新規 認定型	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域クラブ活動」申し込み手続きの整備
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域クラブ活動」申し込みの受付開始 ・基準を満たした団体を地域クラブ活動として認定

【資料5 令和6年度地域クラブ活動の見込み〔①部活動移行型〕】

部活動	設置校	1・2年 人数	現状	方向性
陸上競技	魚沼北中	10	・地域指導者は少数 ・市内に専用競技場なし ・夜間練習可能なグラウンドなし	・R6は学校部活動を継続 ・休日に合同練習会を実施予定
	広神中	18		
	湯之谷中	7		
	小出中	17		
	堀之内中	12		
男子バスケットボール	広神中	9	・広神中母体のクラブが活動中	・現状のクラブを地域クラブ化
	小出中	9	・堀之内中が人数不足、小出中も今後は不透明	・R6中体連大会終了後合同チーム化を検討
	堀之内中	5		
女子バスケットボール	魚沼北中	1	・広神中母体のクラブが活動中(魚沼北中も参加)	・現状のクラブを地域クラブ化
	広神中	5		
	小出中	7	・小出・堀之内中が合同チームを経てクラブ化	・小出・堀之内中合同チームを母体に地域クラブ化
	堀之内中	6		
軟式野球	広神中	5	・R5より3校が参加し地域クラブ発足	・R6中体連大会後、小出中も魚沼JBCに合流
	湯之谷中	18		
	堀之内中	5		
	小出中	12	・小出中はR6新人戦から人数不足の見込み	
女子バレーボール	魚沼北中	1	・魚沼北・広神中が合同チーム	・魚沼北・広神中合同チームを母体に地域クラブ化
	広神中	5		
	小出中	8	・R6は単独で活動可能	・R6中体連大会は部活動で参加
男子ソフトテニス	小出中	3	・新人戦は2校合同チームで参加	・2校を母体にクラブ化を検討
	堀之内中	5		
女子ソフトテニス	広神中	14	・各校単独で活動可能	・R6は学校部活動として実施 ・休日は計画的に合同練習会を実施予定
	湯之谷中	13		
	小出中	12		
	堀之内中	17		
男子卓球	魚沼北中	4	・堀之内中以外は単独で活動可能	・市内全体で地域クラブ化し休日は地域クラブとして活動予定(大会は学校で参加)
	広神中	16		
	湯之谷中	9		
	小出中	17		
	堀之内中	1		
女子卓球	魚沼北中	3	・新人戦は2校合同チームで参加	・2校を母体にクラブ化を検討
	広神中	2		
柔道	広神中	2	・部活動設置は1校、他は特設部として参加	・調整中
	小出中	9		
剣道	魚沼北中	2	・3校に在籍するが、今後の人数は不透明	・3校を母体にクラブ化
	湯之谷中	6		
	小出中	12		
クロスカントリースキー	魚沼北中	1	・冬季間を中心に主に部活動指導員が指導	・地域クラブ化を検討中
	広神中	5		
	堀之内中	1		
アルペンスキー	魚沼北中	4	・夏季はトレーニングをし、ほぼ通年で部活動指導員が指導	・地域クラブ化を検討中
	広神中	2		
	湯之谷中	3		
吹奏楽	魚沼北中	10	・各校でコンクールに参加しているが人数が少なく、パートを十分設けられない。	・R6アンサンブルコンテスト(12月)後、地域クラブ化を予定
	広神中	17		
	小出中	13		
	堀之内中	16		
音楽	湯之谷中	6	少人数で活動中	検討中
文化	広神中	13	平日のみ実施	検討中
文化	湯之谷中	13	平日のみ実施	検討中
美術	小出中	23	平日のみ実施	検討中

R 6		R 7	備考
平日	休日		
学校部活動	学校部活動 (合同練習会実施 予定)	・指導者確保の状況に応じて地域移行を進める。	・地域移行後の活動場所は、小出高校グラウンド(ナイター利用可)を想定して調整中 ・冬季間の活動場所は体育館を予定
一部移行	地域移行	・完全移行を目指す。	・中体連は合同チームで参加
中体連大会終了(6~8月)までに検討		・地域クラブ化を目指す。	
一部移行	地域移行	・完全移行を目指す。	・中体連は合同チームで参加
学校部活動	地域移行	・完全移行を目指す。	
地域移行 (小出中は中体連 大会終了後)	地域移行 (小出中は中体連 大会終了後)	・移行完了	・冬季間の活動場所は体育館
R6中体連大会後、市内で地域クラブ2 チームとして所属希望を新たにとり 再編成		・完全移行(予定)	
学校部活動	学校部活動 (合同練習会実施 予定)	・指導者の体制に沿ったクラブ化を検討	・ナイター練習可能場所は月岡テニスコート(3面) ・雨天時、冬季は体育館
学校部活動	地域移行	・指導者の体制に沿ったクラブ化を検討	
学校部活動	地域移行		
調整中	調整中	・指導者の体制に沿ったクラブ化を検討	
地域移行	地域移行	・移行完了	
地域移行	地域移行	・移行完了	
地域移行	地域移行	・移行完了	
R6.12までは学校部活動 R7.1から地域移行準備		・完全移行を目指す。	
学校部活動 (R7以降の実施方法を検討中)		・地域の文化芸術団体等での活動を検討	

【資料6 ①以外の地域クラブ活動について〔②協会連携型、③新規認定型〕】

1 〔②協会連携型〕

中学生が在籍する既存のスポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会加盟団体の地域クラブ化について

(1) これまでの経過

R 5. 6 文化協会加盟団体に中学生の在籍状況、地域クラブ化の希望の有無等を確認するアンケート実施

7 アンケート結果を各団体に送付。その後は、必要に応じて各団体に活動状況、活動内容等を確認

(2) 今後の予定

令和6年度に、各団体に地域クラブ化の希望を確認するアンケート調査を行い、認定手続きが終了し次第随時地域クラブとしての活動開始。

2 〔③新規認定型〕

新たな地域クラブの認定について

(1) 地域クラブの認定基準、認定手続きについて

※ 現在検討中、整い次第公表

(2) 今後の予定

R 5. 1 1 以降 新たな地域クラブの認定基準、申請方法等の決定

R 6. 4 以降 市民等に周知、申請受付
新たな地域クラブの認定、活動開始

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和6年度要求・要望額 49億円
 (前年度予算額 28億円)

スポーツ庁 文部科学省

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能な多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 27億円 (11億円) 補助・助成

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体、実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連携調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働
 - 活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の確保**
 - 人材の発掘・マッチング、配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり、地域公共交通
- 参加費用負担の支援等**
 - 困難世帯の支援
 - 費用負担の切り方
- 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を超えた取組
- 学校施設の活用等**
 - 効率的な活用や管理方法

※ 実証事業 2 年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一平の割合の受益者負担や行政、関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。
 ※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験価値の創出を図る取組を充実。

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- 事業成果の普及と方策、地域クラブ活動の整備の進度に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- 運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- 単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等

★ **重点地域における政策課題への対応**
 地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

＜主な政策課題＞

- 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供
- 高校との連携やユニオンからユニオンまでの多世代での取組
- スクールバス等の活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域での学びの場としての役割
- 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用 等

・レジャーの活用を含めた安全確保の体制づくり

※1 補助活動について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 コミュニティスクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用
 ※ 本資料におけるスポーツには障害者スポーツも含まれる。
 体制例は、あくまでも一例である。

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 18億円 (14億円) 補助・助成

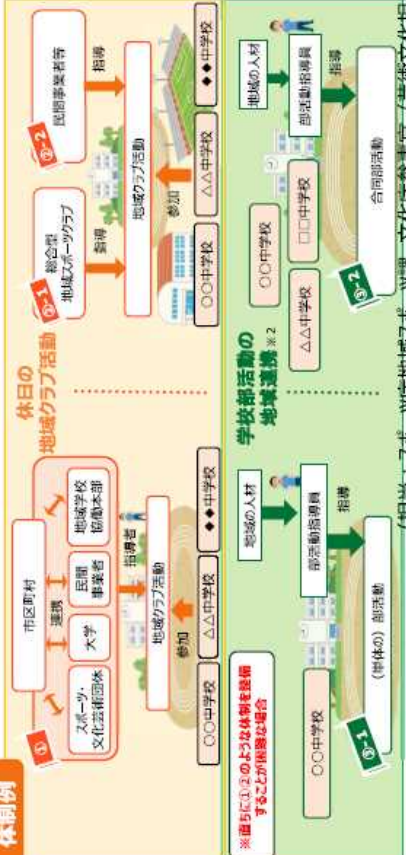
各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※1

→ **部活動指導員の配置を充実** 【16,500人（運動部：13,000人、文化部：3,500人）】

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 4億円 (3億円) 補助・委託 助成

上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。

- 公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫設置、スマートロッカー設置に伴う扉の改修等）
- 指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
- 小学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
- 多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。



【資料 8 令和 6 年度地域クラブ活動推進委員会の予定】

第 1 回 4～5 月

- 年度当初の活動状況の確認
- 年間予定の確認等

第 2 回 8～9 月

- 活動状況の確認
- 協会連携型及び新規認定型地域クラブ活動の認定状況等

第 3 回 12～1 月

- 年間の活動状況の確認
- 成果と課題の確認
- 令和 7 年度予定の確認等

魚沼市地域クラブ活動推進委員会設置要綱

令和 5 年 6 月 14 日
教育委員会告示第 4 号

(設置)

第1条 魚沼市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市内に住所を有する中学校生徒の地域スポーツクラブ及び地域文化クラブ(以下「地域クラブ」という。)活動に関し、今後の在り方並びに起こり得る諸問題について協議及び検討するため、魚沼市地域クラブ活動推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、今後の地域クラブ活動の在り方について提言するものとする。

- (1) 関係者の合意形成に関すること。
- (2) 事業の実施方針の決定に関すること。
- (3) 地域クラブ活動における実践の共有や検証に関すること。
- (4) 域内への普及方法の検討に関すること。
- (5) その他、地域クラブ活動を取り巻く環境整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 魚沼市スポーツ協会会長及び事務局長
- (2) 魚沼市文化協会会長
- (3) 魚沼市内スポーツ関連団体代表
- (4) 魚沼市スポーツ少年団指導者代表
- (5) 魚沼市中学校体育連盟会長及び事務局の職にある教諭
- (6) 中越地区吹奏楽連盟加盟団体市内代表
- (7) 魚沼市PTA連絡協議会代表
- (8) 魚沼市教育委員会教育長

2 委員会は、前項に定めるもののほか、専門的な見地からの意見を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。

2 教育委員会は、地域クラブ活動に関して協議する必要がある事項が発生したときは、委員長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(魚沼市部活動検討委員会設置要綱の廃止)

2 魚沼市部活動検討委員会設置要綱(令和2年魚沼市教育委員会告示第2号)は、廃止する。